

春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要領

第1 趣旨

この要領は、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、殺処分数の削減に資するため、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる個人に対し、公益財団法人どうぶつ基金(以下「基金」という。)から提供される無料不妊手術チケット(以下「手術チケット」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣若しくは卵巣及び子宮の全部を摘出し、又は精巣を摘出して生殖を不能にする手術(手術済の猫であることを識別するための処置を含む。)で獣医師が行うものをいう。

第3 対象者

手術チケット交付の対象となる者は、第4条の規定による交付申請をするとき現に市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市に記録されている者とする。

第4 交付申請

1 添付書類

手術チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる前に、春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) わなを使って猫を捕獲する場合は、当該わなの設置場所を示す書類
(当該わなの設置場所が申請者の所有する土地でないときは、わなを設置することに関する当該土地の所有者の同意書を含む。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請枚数

申請者が、前項の規定による申請に当たって、申請することができる手術チケットの枚数は、1回の申請につき20枚までとし、必要最小限の枚数とする。

第5 手術チケットの制限

手術チケットの使用は、申請者に限る。

第6 決定

市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、手術チケット交付の可否を決定し、春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

第7 交付決定の取消等

1 取消事由

市長は、前条の規定により手術チケットの交付の決定を受けた者（以下「実施者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により手術チケットの交付の決定を受けたとき。
- (2) 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められたとき。
- (3) その他市長が必要であると認めたとき。

2 返還命令

市長は、前項の規定により手術チケットの交付決定を取り消した場合において、既に手術チケットが交付されているときは、春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット返還命令書（様式第4号）により、交付した手術チケットの全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第8 状況報告

市長は、必要があると認めるときは、実施者に対し、取組状況について報告を求めることができる。

第9 台帳

市長は、次に掲げる台帳を備え、個人情報及び手術チケットについて適正に管理すること。

- (1) 申請者台帳
- (2) 手術チケット管理台帳

第10 実績報告

実施者は、飼い主のいない猫の不妊手術の完了後、速やかに春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 手術内訳書（様式第6号）
- (3) 捕獲現場の写真
- (4) 捕獲した猫の写真

第11 手術チケットの返却

実施者は、手術チケットを当該チケットの有効期間内に使用できなかった場合、その他チケットが不要になった場合は、速やかに春日部市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書を添えて、当該チケットを市長に返却するものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。